

平成 13 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代 表 者 名 取締役社長 服部 太
(コード番号 4732 東証・名証第1部)
問 合 せ 先 財務部長 山中雅文
(T E L 052 - 689 - 1129)

第 1 回無担保転換社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 13 年 8 月 27 日開催の当社取締役会において、130%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債(転換社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社ユー・エス・エス 130%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債(転換社債間限定同順位特約付)
2. 発 行 総 額 金 200 億円
3. 各 社 債 の 金 額 金 100 万円の 1 種
4. 社 債 券 の 形 式 無記名式利札付(利率が年 0.0%に決定した場合、無記名式とする。)
5. 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
6. 償 還 価 額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は下記 14. および に定める金額による。
7. 利 率 未定(年 0.0%を仮条件とする。)
利率については、仮条件により需要状況を勘案した上で、平成 13 年 9 月 4 日(火)開催予定の取締役会において決定する。
8. 償 還 期 日 平成 18 年 9 月 29 日(金)【5 年債】
9. 募 集 開 始 日 平成 13 年 9 月 5 日(水)
10. 申 込 期 日 平成 13 年 9 月 11 日(火)
11. 払 込 期 日 平成 13 年 9 月 12 日(水)
12. 募 集 方 法 一般募集
13. 転換に関する事項
(1) 転 換 の 条 件 本社債の転換により発行する当社額面普通株式 1 株の発行価額(以下転換価額という。)は、下記 によって決定し、本社債の転換により発行する当社額面普通株式の株式数は、次のとおりとする。ただし、償還期日を経過した本社債ならびに本社債の各社債の金額の一部および利息については、その転換を請求することができない。

$$\text{株 式 数} = \frac{\text{各社債権者が転換請求のために提出した本社債額面金額の総額}}{\text{転 換 価 額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面

ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。ただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金額を額面 100 円につき金 100 円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額はこれを 1 円に切り上げる。

転換価額

本社債の転換により発行する当社額面普通株式 1 株の発行価額（以下転換価額という。）は、平成 13 年 9 月 4 日の証券会員制法人東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 1.1 を乗じて算出される金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記により決定される転換価額が 3,715 円を下回るときは、本社債の発行を中止する。

転換価額の調整

当社は、本社債発行後、下記(イ)ないし(ロ)に掲げる各事由により当社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって調整するものとする。ただし、転換により当社額面普通株式を発行する場合で、下記計算により算出された調整後の転換価額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、その額面金額をもって調整後の転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(イ)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって当社額面普通株式を発行する場合。

(ロ)株式分割により当社額面普通株式を発行する場合。

(ハ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社額面普通株式に転換できる証券を発行する場合。

(ニ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社額面普通株式の新株を引受ける権利を付与された証券を発行する場合。

転換価額中資本に組入れない額

上記 によって決定される転換価額（ただし、上記 によって調整された場合は調整後の転換価額）から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り上げるものとする。ただし、転換により当社が額面普通株式を発行する場合で、上記の計算によって算出された資本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、その額面金額を資本に組入れる額とする。

(2) 転換により発行する株式の内容

当社額面普通株式（1 株の額面金額 50 円）
ただし、本社債の転換により発行する株式を当社無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。

(3) 転換請求期間

平成 13 年 11 月 1 日（木）から平成 18 年 9 月 28 日（木）まで（繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日まで）

(4) 転換請求受付場所

名義書換代理人事務取扱場所 中央三井信託銀行株式会社名古屋支店証券代行部

(5) 転換請求取次場所

株式会社三和銀行、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社ほか

(6) 転換の効力

本社債の転換の効力は、転換請求に要する書類が転換請求受付場所に到着したときに発生するものとする。

ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 転換により発行された株式に対する配当
 当社債の転換により発行された当社額面普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
- (8) 株券の交付方法
 株券は、転換手続終了後すみやかに中央三井信託銀行株式会社名古屋支店証券代行部から交付する。ただし、単位未満株式については株券を発行しない。
14. 償還の方法および期限
 当社債の元金は、平成18年9月29日にその総額を償還する。ただし、当社債の買入消却に関しては、下記、繰上償還に関しては、下記およびに定めるところによる。
 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 当社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する当社債の全部を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。
- | | |
|-----------------------------|-------|
| (イ)平成13年9月13日から平成14年9月30日まで | 金104円 |
| (ロ)平成14年10月1日から平成15年9月30日まで | 金103円 |
| (ハ)平成15年10月1日から平成16年9月30日まで | 金102円 |
| (ニ)平成16年10月1日から平成17年9月30日まで | 金101円 |
| (ホ)平成17年10月1日から平成18年9月28日まで | 金100円 |
- 130%コールオプション条項
 当社は、証券会員制法人東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130パーセント以上であった場合、平成14年10月1日以降いつでも残存する当社債の全部を繰上償還することができる。この場合の償還価額は額面100円につき金100円とする。
 当社が上記の規定により当社債を償還しようとするときは、当社は当該償還日に先立つ30日以上60日以下の期間内に償還に必要な事項につき公告を行うものとする。
 当社が上記の規定により当社債を償還しようとするときは、当社は上記に定める20連続取引日の最終日から15日以内かつ当該償還日に先立つ30日以上60日以下の期間内に償還に必要な事項につき公告を行うものとする。
 当社は、上記またはの規定により繰上償還を行う場合で、上記またはに定める公告を行った後は、これを取り消すことはできない。
15. 支払利息の方法および期限
 当社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成13年9月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日および9月30日の2回に各々その日までの前半が年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 償還期日後は利息をつけない。
 転換請求のあった本社債については、転換の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない。
16. 元 利 金 支 払 場 所 株式会社三和銀行、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社ほか
17. 担 保 お よ び 保 証 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
18. 財 務 上 の 特 約
- (1) 担 保 提 供 制 限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。
 上記 に基づき設定する担保権が本社債を担保するに十分と社債管理会社が認める場合を除き、当社は本社債のために担保附社債信託法に基づき社債管理会社が適当と認める担保権を設定する。
- (2) 利 益 維 持 条 項 本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社の決算期における損益計算書（財務諸表等規則によるものとし、監査済であることを要す。）に示される経常損益が3期連続して損失となった場合、その最終決算期（以下最終決算期という）の末日より4か月を経過したときには本社債について期限の利益を喪失する。ただし、最終決算期の経常損失額がその直前決算期の経常損失額を下回り、かつ、3期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生1期目直前期の末日における貸借対照表（財務諸表等規則によるものとし、監査済であることを要す。）に示される資本合計の30パーセント以内である場合は、この限りではない。その場合で、最終決算期に引続く決算期における経常損益が損失となった場合、その決算期の末日より4か月を経過したときには本社債について期限の利益を喪失する。
- (3) 担 付 切 換 条 項 当社は、社債管理会社と協議のうえ、いつでも本社債のために担保附社債信託法に基づき社債管理会社が適当と認める担保権を設定することができる。
 当社が上記(1)もしくは上記 により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。
19. 社 債 管 理 会 社 株式会社三和銀行（代表）、株式会社三井住友銀行
20. 引 受 会 社 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社（代表）、野村証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社および東海東京証券株式会社を幹事とする引受証券団
21. 申 込 取 扱 場 所 引受会社の本店および国内各支店
22. 登 録 機 関 株式会社三和銀行
23. 取 得 格 付 BBB（株式会社格付投資情報センター）
24. その他本社債発行に関し必要な事項は、今後の取締役会において決定するほか、代表取締役社長に一任する。
25. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

第1回無担保転換社債の手取概算額 19,560,000 千円につきましては、全額設備資金に充当する予定であります。なお、設備計画につきましては、平成 13 年 7 月 31 日現在、次のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		着手および完成予定年月		完成後の 増加能力 (%)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)	着手	完了	
当社 東京会場	千葉県 野田市	新東京会場の用地 および会場建物	10,000,000	3,486,907	平成 12 年 12 月	平成 14 年 11 月	150
当社 名古屋会場	愛知県 東海市	駐車場用地	950,000	-	平成 14 年 3 月	平成 14 年 3 月	-
当社 神奈川会場 (仮称)	未定	新会場の用地およ び会場建物	13,000,000	-	未定	未定	未定

- (注) 1. 今後の所要資金 20,463,093 千円については、今回の転換社債発行による手取概算額 19,560,000 千円を充当し、残額は自己資金を充当する予定であります。
2. 上記当社名古屋会場の駐車場用地は、現在賃借中の駐車場用地を取得するものであり、車両収容台数の増加につながるものではありません。
3. 上記神奈川会場(仮称)については計画詳細未定となっております。
4. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

新東京会場の用地取得および会場建物の建設により、効率的なオークション運営を行うことが可能になるとともに、収容能力の向上によるオークション手数料収入の増加を見込んでおります。また、神奈川会場(仮称)への設備投資により、市場規模の大きい神奈川県への進出で収益の増加を見込んでおります。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分は、株主に対する配当の安定性と継続性を最重要政策としております。また、企業体質の強化による安定した成長性を確保するため、内部留保も不可欠であると考え、収益に応じた配当を行うことを基本方針としております。

ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に基づき、今後とも安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当を継続していくことを経営の重要目標としております。

(3) 内部留保金の使途

内部留保金の使途につきましては、中古車流通市場の急速な変化に対応した積極的な設備投資等に充当して経営基盤の確立を行うとともに、グローバル化の推進により競争力の強化に努めてまいります。

(4) その他

株主還元として、平成14年3月期の予想中間配当金を1株10円から15円へ増配するとともに、予想利益配当金(期末)を1株10円から15円へ増配する修正を行いました。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

項目	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期
1株当たり当期純利益	342.01円	185.50円	139.56円
1株当たり年間配当金	5.00円	5.00円	20.00円
実績配当性向	1.5%	2.8%	14.3%
株主資本利益率	25.5%	16.2%	12.5%
株主資本配当率	0.4%	0.4%	1.8%

(注)1.各決算期の1株当たり利益は、当該決算期間の当期利益を期中平均株式数で除した数値であります。

2.各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3.各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

(6) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成13年7月末)の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は17.1%となる見込みであります。

ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 潜在株式の比率は、新株引受権方式のストックオプション、既に発行されている新株引受権付社債および今回発行する転換社債がすべて行使・転換された場合に発行される株式数を、直近の発行済株式数で除した数値であります。
2. 今回の転換社債の想定転換価額は5,060円であります(平成13年8月22日の東証終値4,600円の10%アップ)。発行済株式総数は26,647,600株(平成13年7月末現在)であります。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間の時価発行公募増資等の状況

[公募増資]

発行株式数	1,100,000株
発行価格	12,500円
資本組入額	4,463円
払込金総額	12,925,000千円
発効日	平成11年9月10日

過去3決算期間の株価の推移

(単位:円)

項目	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
始 値	-	31,300	4,550	2,850
高 値	-	42,300 14,800	4,650	4,890
安 値	-	27,000 3,500	2,255	2,750
終 値	-	4,550	2,835	4,600

- (注) 1. 株価は平成12年12月18日から証券会員制法人東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は、証券会員制法人名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。
- なお、平成11年9月10日付をもって証券会員制法人名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。
2. 印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。
3. 平成14年3月期の株価につきましては、平成13年8月22日現在で表示しております。

過去3決算期間の株価収益率および株主資本利益率

項目	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期
株 価 収 益 率	-	13.3倍	23.6倍
株主資本利益率	25.5%	16.2%	12.5%

- (注) 1. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期利益で除した数値を表示しております。

ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期における当期利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値を表示しております。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

<p>ご注意 この文書は、当社の転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。 投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。</p>
